

学校いじめ防止基本方針

島根県立益田翔陽高等学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる。」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る。」ということも忘れてはならない。

近年、いじめは冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに学習意欲をなくしたり、不登校になってしまったり、自ら命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送られるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方（いじめとは）

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に相当するかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。

（2）いじめに対する基本的な考え方

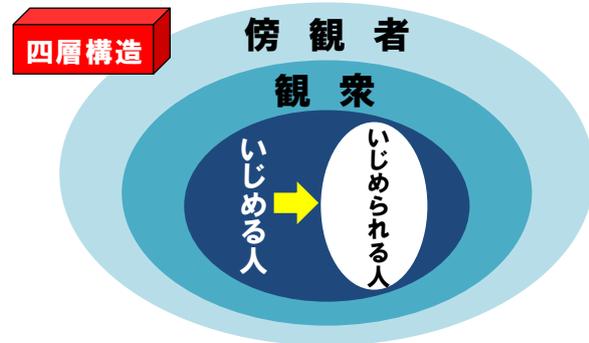
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との認識
- ・「いじめはいじめる側が悪い」、「いじめは卑怯な行為である」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。

周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。



②いじめの衝動

- ・ 集団内の異質な者への嫌悪
- ・ 違反への制裁意識
- ・ ねたみや嫉妬感情
- ・ 心理的ストレス
- ・ ふざけ意識や遊び感情
- ・ 金銭やほしい物を得たいという意識
- ・ 被害回避意識

いじめる子どもの「いじめ衝動」には、以上のものなどが考えられる。

(「平成 25 年度生徒指導指導者養成研修」(新井肇) 講師資料引用)

③いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- ・ 嫉妬心 (相手をねたみ、引きずり下そうとする)
- ・ 支配欲 (相手を思い通りに支配しようとする)
- ・ 愉快犯 (遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・ 同調性 (強いものに追従する、数の多い側に入っていたい)
- ・ 嫌悪感 (感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・ 反発・報復 (相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・ 欲求不満 (イライラを晴らしたい)

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

いたずら、いじり、悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、授業中のからかい、ぶつかる・小突く、嫌がらせ、メール等による誹謗中傷、噂流し、仲間はずれ、集団での無視、陰口、避ける、性的辱め、部活動中のいじめ、命令・脅し、暴力、せびり、たかり、使い走り

3 いじめ防止等の対策のための指導體制・組織的対応

(1) 日常の指導體制

①いじめ防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うための組織(「生徒支援委員会(いじめ防止委員会)」)を設置する。

これによって、いじめの防止等の中核となり、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに組織的に対応していく体制を整える。

②組織の構成員

教頭（委員長）、教務部長、生徒指導部長、人権・同和教育担当者、保健相談部長、当該学科長、当該学年主任、当該学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーターの他、SC（スクールカウンセラー）、心理や福祉の専門家、民生・児童委員、医師、警察経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体など必要に応じて招集する。

③指導体制

いじめを未然に防止し、早期発見するための日常の指導体制を<別紙 1>の通りとする。

（2）緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合の、いじめの解決に向けた組織的な取り組みを<別紙 2>のとおりとする。 ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめ防止等に関する措置

（1）いじめの予防（未然防止）

1. いじめの防止に対する環境作りや継続的な取組

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組に全ての教職員が取り組んでいくことが必要である。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築いた上で、安全安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

生徒に対しても全校集会や学級活動で（ホームルーム活動）等で日常的にいじめの問題について話題にしたり、考える機会を持ったりして、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

①生活・学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・学力向上、キャリア教育に基づいた授業の実施と情報の共有

②特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

③教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（5月、7月、10月、12月、（2月）、3月）
- ・SCによるカウンセリング

④人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催
- ・朝読書の実施

⑤情報教育の充実

- ・教科「情報」等におけるモラル教育の充実

- ・安全教室、講演会等の開催

⑥保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開（授業参観）の実施
- ・PTA体験講話・生徒と保護者との懇談会・非行防止教室の開催
- ・自転車駐輪指導・あいさつ運動の実施

2. 特に配慮が必要な生徒の対応について

以下に掲げた例をはじめとして、生徒の本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な指導を行うことが必要である。
- ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ④ 東日本大震災により被災した生徒、又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

①いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

いじめのサインに気づくには、違和感を感じとり、生徒理解による心理的事実に思いをはせ、教室や校内を見回るなどの情報集めを行う。

②いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

<別紙3>

③教室・家庭でのサイン

<別紙4>

④相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・生徒支援初動（SS）会議の開催
- ・面談の定期的実施（5月、7月、10月、12月、（2月）、3月）

⑤定期的調査の実施

- ・アンケートQ-Uの実施（5月、10月）
- ・生活アンケート等の実施（7月、12月）

⑥情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引き継ぎ

（3）いじめへの対応

いじめを把握したら、何よりも「被害者保護」を最優先し、二次的問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）を未然に防ぐためにも、早期に解決を図る。

①いじめに対する組織的な対応及び指導

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、すみやかにいじめ防止委員会等の組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

またいじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合には、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に

守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

②いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず教育相談委員会（いじめ防止委員会）に速やかに報告し、情報を共有する。その後は、教育相談委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③生徒への対応

(a) いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。

また、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）との人間関係を築くことが大事である。

なお、学校へ登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にしたり、必要に応じて学校外の居場所、学びの場を紹介するなどして、当該生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生・児童委員、弁護士、教員経験者・警察経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

- ・安全・安心を確保する。
- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

(b) いじめを行った生徒への対応

「いじめは決して許されない」という毅然とした態度で、いじめを行った生徒の内面を理解し、他人の痛みを知る事ができるようにする指導を根気強く行う。その際、事前および対応の過程でいじめを受けた生徒や保護者の同意を得る、また、指導の結果を伝える。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう適切な教育的配慮を行う。

④関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする（傍観者）集団に対しても、仲裁に入る、誰かに知らせるなど自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

はやしたてたり、おもしろがって見ていたりするなど同調していた生徒（観衆）に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・互いに尊重し、認め合う人間関係づくりに努める。
- ・安全・安心が確保されている、自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

⑤保護者への対応・助言

(a) いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースでは複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・できるだけ速やかに事実関係を伝える。
- ・今後の対応について情報共有を行う。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

(b) いじめを行った生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。そして、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

(c) 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

⑥関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(a) 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

(b) 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

(c) 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(d) 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

(4) ネットいじめへの対応

インターネット上のいじめは外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を完全に消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な影響を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校は、生徒に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

② ネットいじめの予防

(a) 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り
- ・講演会等の開催

(b) 情報教育の充実

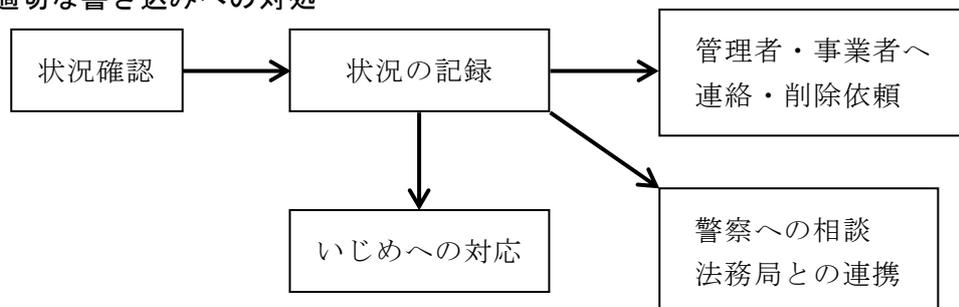
- ・教科「情報」等における情報モラル教育の充実
- ・ネット社会についての講話（防犯）の実施

③ ネットいじめへの対処

(a) ネットいじめの把握・早期発見

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・学校ネットパトロールの活用

(b) 不適切な書き込みへの対処



(5) その他の留意事項

① 組織的な体制整備

いじめへの対応については、いじめ防止等の対策のための組織（「生徒支援委員会」）を中心として、特定の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。

○教職員による教育指導のあり方が、いじめを誘発したり、いじめを深刻化させる要因となりうるため、そのようなことがないように教職員の教育指導のあり方を学校全体で定期的に点検・反省し、教職員の人権意識を高めるよう校内研修等に取り組む。

○学校全体の雰囲気、生徒にとって居心地の良さや自己肯定感・自己有用感を感じにくいような息苦しさがあると、いじめを誘発する可能性も懸念されるため、温かい学校、温かい学校作りに学校全体で取り組む必要がある。

②校内研修の充実

すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、「いじめ問題対応の手引き」等を活用して少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた生徒、その保護者やいじめを行った生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

④地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校とPTA、民生・児童委員、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティー・スクール）や学校支援地域本部を活用したり子どもの相談を受ける役割を担う民間団体等との連携を図るなどして、地域や家庭と連携した対策を推進する。

⑤学校評価・教職員評価

学校評価において、その目的を踏まえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握が促進され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価することができるようにする。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教職員評価においても、管理職は、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、教職員の日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見の取り組み、いじめを認知した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価することができるよう、実施要項の策定や評価記録書の作成を行う。

⑥法の理解増進

保護者、地域の方に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTA や地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

5 重大事態への対応

（１）重大事態とは

①生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合

- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

③生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがある。

④事実関係が明確にされていなくても、その疑いがある。

- ・その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、その旨をすみやかに県教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査組織の設置

重大事態の調査を学校が主体となって行う場合は、県教育委員会と連携を図り、校内のいじめ対策委員会を母体とした調査組織を速やかに設置する。なお、組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(4) 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態の調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、生徒等から聴き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

①いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

調査においていじめを受けた生徒からの聴き取りができる場合は、その生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に考えて行う。その際、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた生徒への指導を速やかに行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

②いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りができない場合、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

<いじめを受けた児童生徒が自死した場合の対応の留意点>

生徒の自死という事態が起こった場合の調査については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、以下の点に留意して自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持

ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して行う。

○遺族に対して説明を尽くし、その要望・意見を十分聴き取って、できる限りの配慮を行う。

○在校生及びその保護者に対しても説明を尽くし、できる限りの配慮と説明を行う。

○死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておく。

○できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。

○情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自死報道への提言を参考にする。

○いじめを受けた生徒が自死を企画し未遂に終わった場合は、希死念慮（自死したい、死にたいと思うこと）が強く残されていることが懸念されるため、調査による二次被害を防止する観点から、慎重な配慮が求められる。生徒の心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先し、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。

(5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

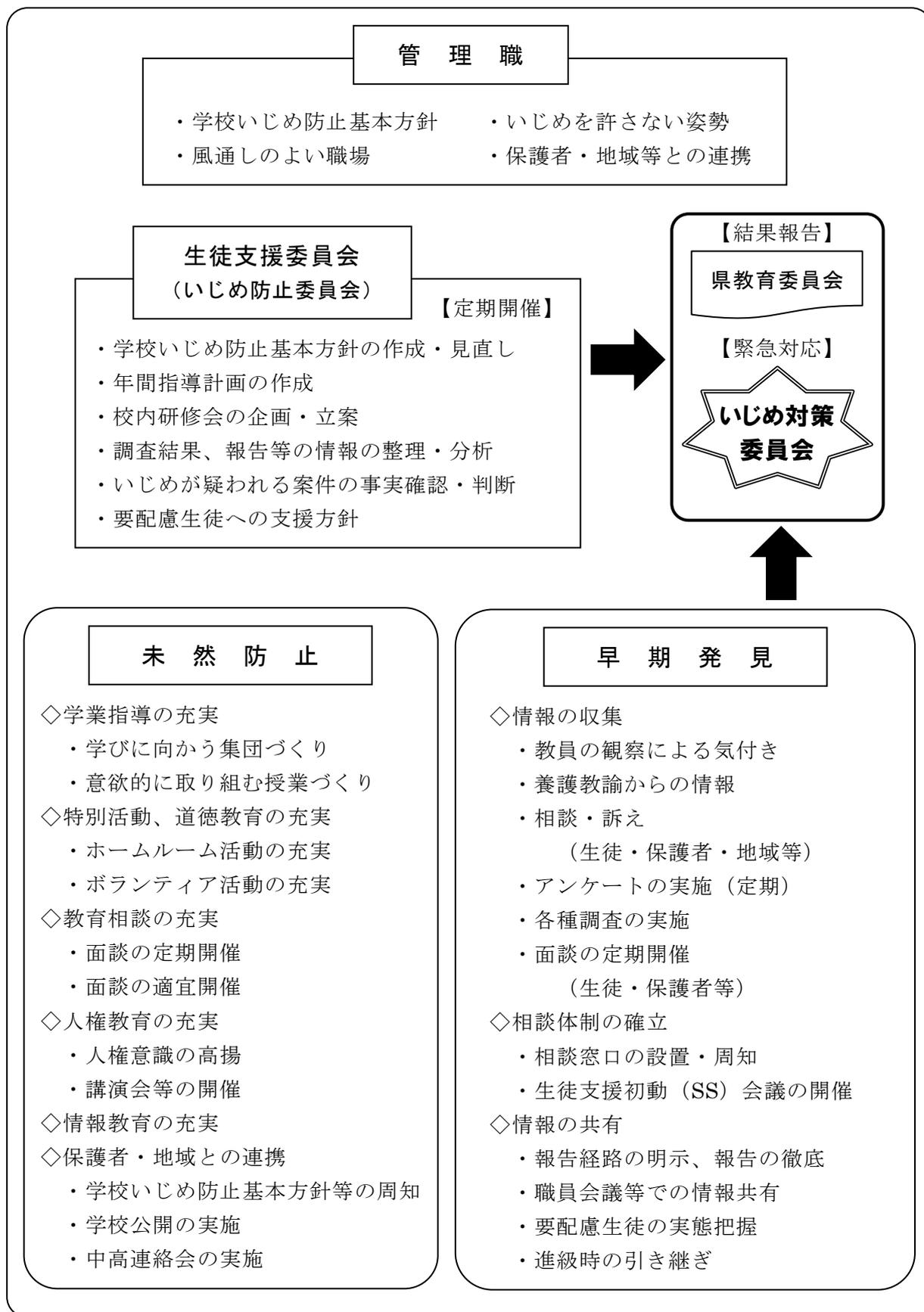
質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

(6) 調査結果の報告

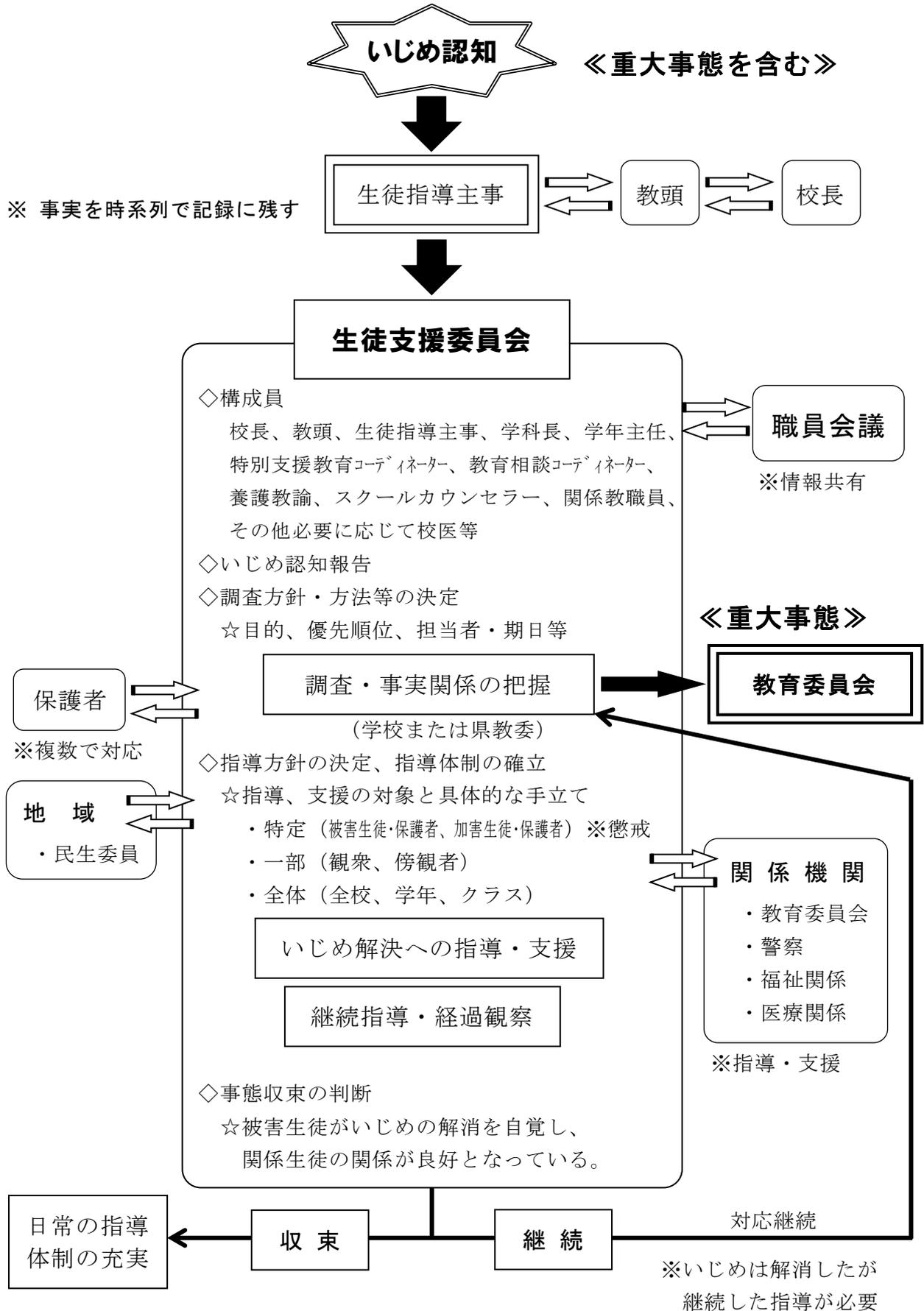
調査の結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



<別紙3>

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にイタズラをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にイタズラされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で、仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

<別紙4>

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にイタズラ、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時間になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭をほしがる。